

「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の想定規定項目」新旧対照表

頁	現 行	頁	変 更 後
2	<p>3 基本理念（第3条）</p> <p>次に掲げる①～④を条例における基本理念とします。</p> <p>①（省略）</p> <p>② 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が<u>再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間</u>、途切れることなく行われなければならないこと</p> <p>③（省略）</p> <p>④（省略）</p>	2	<p>3 基本理念（第3条）</p> <p>次に掲げる①～④を条例における基本理念とします。</p> <p>①（現行のとおり）</p> <p>② 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が<u>安心して暮らすことができるよう</u>、途切れることなく行われなければならないこと</p> <p>③（現行のとおり）</p> <p>④（現行のとおり）</p>
4	<p>6 相談及び情報の提供等（第7条）</p> <p>○ 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等によって直面している各般の問題について相談に応じ、適宜関係機関等との連絡調整_____を図った上で、必要な情報の提供及び助言を行うものとします。</p> <p>○（省略）</p>	4	<p>6 相談及び情報の提供等（第7条）</p> <p>○ 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等によって直面している各般の問題について相談に応じ、適宜関係機関等との連絡調整<u>及び関係部局間の連携</u>を図った上で、必要な情報の提供及び助言を行うものとします。</p> <p>○（現行のとおり）</p>